



VOL.101

トクちゃん新聞

11月号

近所のラーメン店がメニューに載りました！



平成27年11月10日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

●アンケート

100号記念のアンケート、たくさんご回答頂戴いたしましてありがとうございます！

今後の紙面づくりやサービスに活用させていただきます。また、ご紹介につきましてもお声かけいただき、本当にありがとうございます。

今後もご愛顧のほどどうぞよろしくお願いいたします！

なお、抽選は11月4日 弊社内にて行いました。結果は別紙にて。

当たった方、年末までいい夢みて下さいネ♪

担当：徳野



●マイナンバー

「厚労省のシステム発注で汚職」「新地のホステスさんがいなくなる？」等々、マイナンバー関連のニュースも増えて来ました。弊社としても制度の理解と各種ソフトメーカーから出されるシステムの理解に努めてまいりました。実は10月に入ってからもQ&Aが国税庁から相次いで追加公表されるなど、国の対応もガッチリ決まっています。ですので、あくまでも現時点におけるものではありませんが、弊社としての対応方法をまとめました。お客様には担当者から順次お伝えさせていただきます。

◆証券税制の大幅な改正 2016年1月1日から変更へ！ 4つのポイント

担当：小林



来年より公社債・公社債投資信託の大きな税制変更があります。大きなポイントは4つです。

①公社債の課税方式の大幅変更

日本国債などの一定の公社債の売却益について、非課税から課税(20.315%)になります。

②損益通算の範囲の拡大

日本国債などの一定の公社債について、これらの譲渡損益と損益通算できるようになります。

さらに、上場株式等の譲渡損益とも損益通算が可能になります。

③特定口座の対象範囲の拡大

特定口座とは、納税にかかわる負担を軽減し、口座内で損益通算してくれる便利な制度です。

今後、公社債等も対象となります。

現在持っている公社債を特定口座に預け入れることも可能になります。

④割引債の償還益に係る税制変更

今まで発行時に税金が源泉徴収されていましたが、今後、償還時に源泉徴収されます。

また、平成28年1月より開始するマイナンバー制度により、投資家はあらかじめ個人番号を証券会社に提供する義務が課せられました。既に証券会社に口座を開設している方も対象となりますので、ご注意ください。



◆早起きのコツ

担当：北岡



朝日の昇る時間が遅くなってきたこの季節、寝起きがつかくありませんか？

私自身は一年中つらいですが…そこで早起きするコツを調べてみました。

①眠りが浅い時に起床する。

睡眠のリズムは90分。入眠から6時間後、7.5時間後は眠りが浅く起きるのに絶好のタイミングです。

②起きる目的を持つ

目的がないのに早起きすることは不可能らしいです。確かに遠足の朝は早起きできましたね。

③毎日、同じ時間に起きる

たった1日起床を遅らせるだけで、時差ボケ状態になるそうです。

休みの日もリズムを崩さないようにしましょう。

早起きするには早く寝ることはもちろん就寝直前までお酒を飲むことも控えた方がいいそうです。

※但し、朝起きることができない原因として睡眠障害や睡眠時無呼吸症候群等が疑われる場合は医師の診断をうけてください。



◆ 税務スケジュール(11月)

担当: 北川



11月10日(火)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)



11月30日(月)

- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・12月3月6月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・10月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)
- ・個人事業税 第2期分

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

生命保険料控除

一般・年金・介護医療

地震保険料控除

地震・旧長期

弊社より**確定申告用資料袋**が届いている方は資料をつぎつぎ放り込んで下さいね。



◆ マイナンバー対応 (実践編)

担当: 岡村



会社がしなければならない流れを簡単にまとめてみます。

- ① 担当者を決定し、従業員へ報告
事務取扱責任者、事務取扱担当者
- ② 従業員へ通知、社内規程の整備
自宅でのマイナンバーの保管と**会社への通知依頼**(マイナンバーの**利用目的を通知**しなければいけません！)
[利用目的] 年末調整・社会保険手続き・雇用保険や労災請求
- ③ マイナンバーを収集 (従業員本人及び扶養親族分) ※法定調書に必要な番号は急ぎません。
- ④ マイナンバーの保管・利用
①で決定した**責任者・担当者以外の目的触れない場所での利用、保管**
(例: 鍵のかかる書庫に保管、番号取扱時は別スペースで行う 等)
- ⑤ **必要な時に収集、不要になれば廃棄が鉄則** (全て取扱いの履歴を残しておく)



基本的には以上となります。

◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の注意点!

担当: 池田



ふるさと納税とは、地方自治体に2000円以上の寄付をすると、税金の使い道を指定するという社会貢献ができ、寄付した金額から2000円を引いた一定の額が住民税・所得税から控除され、さらには特産品までもらえる制度です。

税制改正により、今年からは寄付金控除の上限(住民税分)が2倍になり、

①平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税をしていない②元々確定申告をする必要がない③ふるさと納税の納付先が5つまで、以上の3つを満たす方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用により**確定申告が不要**となります。

但し、ワンストップ特例制度の利用を申請していても、27年分確定申告について次の(1)から(5)にあてはまることとなった場合には、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は無効となり、**確定申告時にふるさと納税についても通常通り申告しなければなりません。**

- (1) 医療費控除を確定申告する
- (2) 住宅ローン控除の初年度の確定申告がある
- (3) その他、確定申告書を提出しなければならなくなった
- (4) 平成27年1月1日～3月31日までの間にふるさと納税をしていたことが判明した
- (5) ふるさと納税の納付先が6カ所以上になった

以上に該当することとなった場合には、くれぐれもふるさと納税の申告をお忘れなく!



◆ 医師がお薦め! 健康にいい食べ物

担当: 小林



今年『世界一受けたい授業』という番組内で『医師の選ぶ健康にいい食べ物ランキング』が発表されていました。ランキング結果はこちらです。

第5位りんご...食物繊維が豊富で、コレステロールを下げる効果と、整腸作用があります。

第4位ブロッコリー... ビタミン豊富で、がんの予防効果、ピロリ菌の抑制効果があるとされています。

第3位納豆...血液をサラサラにしてくれ、腸内環境も整えてくれます。

第2位ヨーグルト...腸内環境を整えて、アレルギーや免疫機能を改善してくれます。

第1位トマト...栄養の塊で、抗酸化作用もあり、美容効果もあるそうです。

自分も毎日、1位から3位のもの食べるように心がけています。

健康のために、良い食生活習慣を身につけたいものですね。



◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



どちらが低い? ~軽減税率~

海外で導入されている消費税(付加価値税)の軽減税率。かなり複雑なようです...

Q1. フランスでのキャビアとフォアグラ、税率は

- ①同じ ②キャビアの方が高い ③フォアグラの方が高い



Q2. イギリスでのテイクアウトのハンバーガーの税率は標準税率の20%、対してスーパーのお惣菜は0%。ハンバーガーの方が税率が高い理由は?

- ①屋外で買うから ②温かいから ③小麦が含まれているから

① 税率は標準税率、② 軽減税率が適用、③ 軽減税率が適用、④ 税率は標準税率、⑤ 軽減税率が適用

税率は2015年1月時点の税率です。